

## 申告に必要なもの(一部)

- ・マイナンバーカード、運転免許証など身元確認ができる書類
- ・本人名義の預金通帳など口座番号が分かるもの
- ・給与、公的年金の源泉徴収票（年金支払通知書は不可）※公的年金の源泉徴収票は、1月中旬に発送されます。（問合せ：ねんきんダイヤル☎0570-05-1165）
- ・次のいずれかの控除を受けるための証明書など
  - ①医療費控除…作成済みの明細書
  - ②社会保険料・障害者控除…領収書、証明書など  
※国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済通知は1月下旬に発送します。  
※65歳以上で要介護認定を受けていて障害者(特別障害者)控除の対象となる、または障害者手帳を持っていて区分の度合いが異なる方には、1月下旬以降に障害者控除認定書を送付します。
  - ③生命保険料・地震保険料控除…控除証明書
  - ④扶養・配偶者(特別)控除…その所得が分かるもの
  - ⑤寄附金控除…寄附した団体の領収書など



## ふるさと納税をした方へ

- ・ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した方が申告すると、ワンストップ特例を受けられなくなります。申告の際は、全ての寄附金を申告してください。
- ・6自治体以上のふるさと納税を行った場合は、ワンストップ特例を受けることができません。各自で申告を行ってください。

## 医療費控除を申告する方へ

- ・明細書を作成していないと受付できません。
- ・医療費（セルフメディケーション税制を含む）の領収書の提示・提出は不要です。領収書は各自で5年間保管してください。

税理士による

## 無料税務相談所

**と き** 2月14日(火)～3月2日(日)  
午前9時30分～正午、午後1時～4時

**と ころ** 市民体育センター

**対 象** 次のいずれかに該当する方

- ・相談内容が簡易な給与所得者、年金受給者
- ・事業所得、不動産所得、年金以外の雑所得があり、令和3年分の所得金額が300万円以下の方（消費税の課税事業者である場合には、令和2年分の課税売上高が3千万円以下の方）

※譲渡所得、山林所得、暗号資産、為替差益、贈与税の申告受付・相談は、豊橋税務署へ。

**申し込み** 希望日前日(土曜日を除く)午後5時までに電話またはインターネットで税務課へ。

